

伊那市景観計画に基づく 届出の手引き

令和3年12月

○届出の手引きの構成

1. 届出を要する地域…………… P.1
2. 届出を要する行為・規模…………… P.2
3. 届出の流れ…………… P.3
4. 届出などに必要な書類・記入例…………… P.4
5. 色彩に係る行為の基準…………… P.8

別添：様式集

○届出書の提出先

- ・受付の担当窓口は伊那市役所建設部都市整備課となります。
- ・所定の様式に必要な事項を記入し、図面等必要書類を添付して、担当窓口に提出してください。
- ・手数料等は無料です。

○問い合わせ

伊那市 建設部 都市整備課 計画係

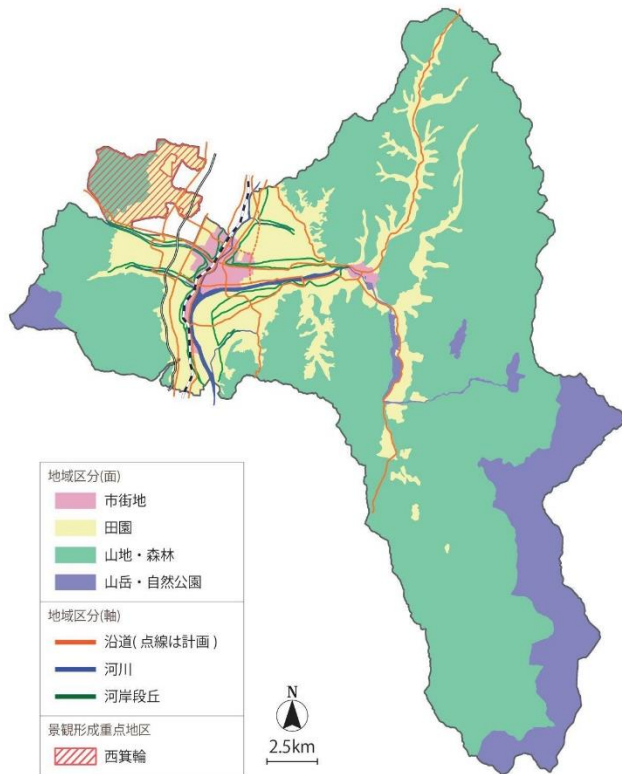
〒396-8617 伊那市下新田3050番地

電話：0265-78-4111（内2521） FAX：0265-78-8100

メール：tos@inacity.jp

1. 届出を要する地域

届出の対象となる区域（景観計画区域）は伊那市全域とします。
 土地利用と景観特性に応じて、四つの面（市街地、田園、山地・森林、山岳・自然公園）と三つの軸（沿道、河川、河岸段丘）に区分します。また、西箕輪地区は「景観形成重点地区」となります。



地域区分(四つの面)

地域名	地域の説明
市街地	・伊那(竜西、竜東)の都市計画用途地域及び天竜川右岸低位段丘面のうち小黒川から藤沢川までの地域 ・高遠町の三峰川右岸の都市計画用途地域
田園	・農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項に規定する農業振興地域の区域(ただし、入笠地区を除く)のうち、山岳・自然公園及び市街地の地域を除く地域
山地・森林	・景観計画区域から山岳・自然公園、田園及び市街地の地域を除く地域
山岳・自然公園	・南アルプス国立公園又は県立自然公園として指定されている地域で、自然が保全されている地域

地域区分(三つの軸)

地域名	地域の説明(丸括弧内は通称)
沿道	・主要幹線道路 ・道路境界から両側30m ○対象となる道路 ・国道153号バイパス ・国道152号 ・伊那辰野停車場線 ・美篇箕輪線 ・西部1号線(広域農道) ・環状南線(ナイスロード) ・原田井1号幹線 ・国道153号 ・国道361号 ・伊那生田飯田線 ・沢渡高速線 ・伊那箕輪線(春日街道) ・環状北線(アクセス道路)
河川	・低位段丘面を形成する国指定の一級河川の河川区域の境界から両側18m ○対象となる河川 ・天竜川 ・小沢川 ・三峰川 ・棚沢川 ・小黒川 ・大沢川[東春近]
河岸段丘	・河川軸に沿って形成されている段丘崖

景観形成重点地区

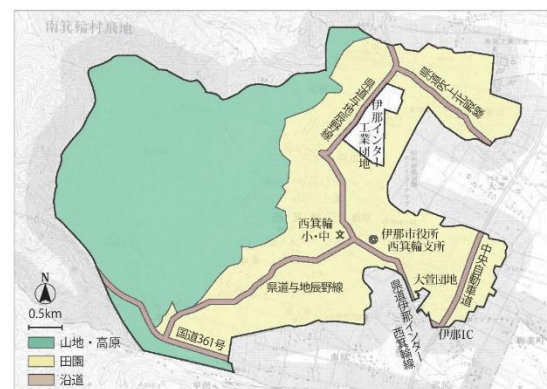
重点地区	地域の説明
西箕輪	・大萱(おおがや)団地及び伊那インター工業団地を除く西箕輪地区 ・上記の地域区分(面)、(軸)を基本とし、さらに西箕輪地区の景観特性に応じて区分(詳細は下記を参照)

● 西箕輪景観形成重点地区の地域区分

西箕輪地区※では、よりきめ細やかな景観形成を行うため、景観特性に応じた地域区分とします。この地域区分は上記の伊那市全域の地域区分に併せて用いることとします。

地域区分	説明
山地・高原地域	田園及び沿道の地域を除く地域
田園地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項に規定する農業振興地域の区域(ただし、沿道地域を除く)
沿道地域	高速自動車国道中央自動車道西宮線、国道361号、県道と地辰野線、県道吹上北殿線及び県道伊那インター西箕輪線並びにこれらの両側各30メートル以内の地域

※大萱(おおがや)団地及び伊那インター工業団地をのぞく。



2. 届出を要する(対象)行為・規模

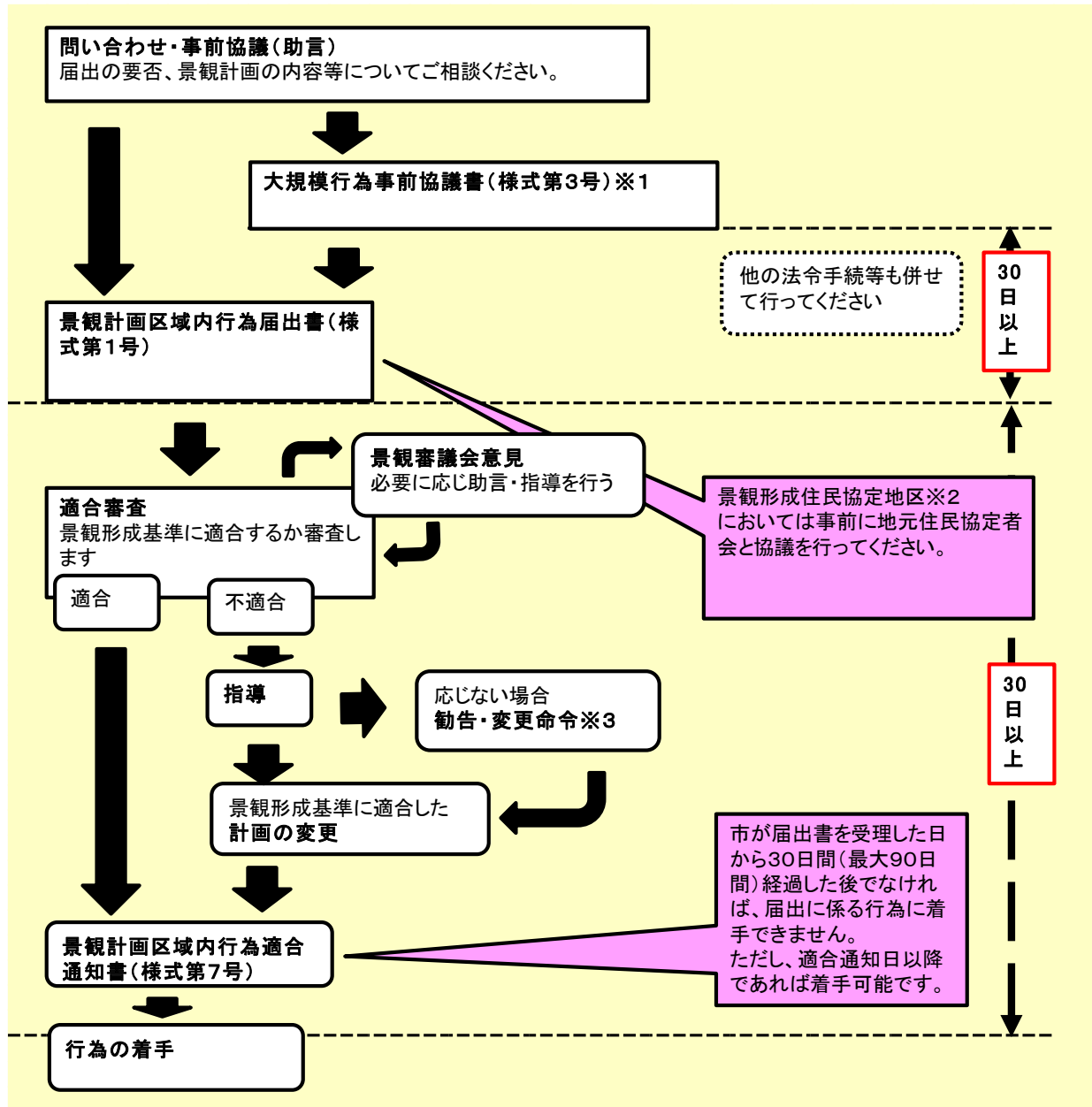
届出を要する対象の行為については、下記の一覧表を確認してください。

番号	行為の種類	一般地域(西箕輪地区除く伊那市全体)	西箕輪景観形成重点地区	
(1)	建築物	○新築・増築・改築・移転	高さ13mを超えるもの	高さ13mを超えるもの
			床面積の合計が30㎡を超えるもの	床面積の合計が20㎡を超えるもの
(2)	建築物	○外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩変更	変更に係る面積が100㎡を超えるもの	変更に係る面積が25㎡を超えるもの
(3)	プラント類・自動車車庫・貯蔵施設類・処理施設類(※1)	○新築・増築・改築・移転 ○外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩変更	高さ10mを超えるもの	高さ5mを超えるもの
			築造面積30㎡を超えるもの	築造面積20㎡を超えるもの
(4)	電気供給施設等(※2)	○新築・増築・改築・移転 ○外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩変更	高さ15mを超えるもの	高さ8mを超えるもの
(5)	(3)から(4)まで以外の工作物	○新築・増築・改築・移転 ○外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩変更	高さ10mを超えるもの	高さ5mを超えるもの
			築造面積1,000㎡を越えるもの	築造面積1,000㎡を越えるもの
(6)	土地	○形質変更(※3) (土石の採取・鉱物の掘採を除く。)	面積1,000㎡を超えるもの	面積300㎡を超えるもの
			生じる法面・擁壁高さ2mを超えるもの	生じる法面・擁壁の高さ2mを超えるもの
(7)	土地	○土石の採取・鉱物の掘採	面積1,000㎡を超えるもの	面積300㎡を超えるもの
			生じる法面・擁壁の高さ2mを超えるもの	生じる法面・擁壁高さが2mを超えるもの
(8)	屋外	○物件の堆積	堆積高さ3mを超えるもの	堆積高さ3mを超えるもの
			面積300㎡を超えるもの	面積100㎡を超えるもの
(9)	(1)から(5)までの建築物・工作物に表示・設置される特定外観意匠(※4)	○外観における公衆の関心を引くための形態・色彩、その他の意匠	面積10㎡を超えるもの	面積3㎡を超えるもの

行 為	河岸段丘
木竹の伐採(※5)	伐採する斜面の面積が500㎡を超えるもの

(※1)	プラント類	コンクリートプラント、クラッシャープラント、その他これらに類するもの
	自動車車庫	建築物としない機械式駐車装置等の自動車車庫の用途に供する施設
	貯蔵施設類	飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
	処理施設類	汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設
(※2)	電気供給施設等	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設、又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設
(※3)	土地の形質の変更	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更
(※4)	特定外観意匠	営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く
(※5)	木竹の伐採	枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く

3. 届出の流れ



※1 大規模行為は伊那市景観条例に定める以下の行為です。
 ・延べ床面積3,000㎡を超える建築物の建築等
 ・高さ30mを超える工作物の建設等

※2 景観形成住民協定地区(13地区)

地域住民の方々が良好な景観の形成を目指して、一定の区域の建物や工作物の色彩や形態などの外観、緑化などについて自主的にルールをつくり協定として締結するものです。

詳細については都市整備課へお問い合わせください。

城下町高遠・まちづくり協定、美しいまち暁野区景観形成住民協定、青島区田園地帯景観形成住民協定、未来通り住民協定、美しい勝間景観協定、中条ふるさとづくり協定、上山田地区金井河原田園地帯景観協定、美原区景観形成住民協定、下山田河原地区田園地帯景観協定、小原景観協定、西筑輪ふるさと景観住民協定、御園区内原地区景観形成住民協定、福島地区景観育成住民協定

※3 景観法に基づく罰則があります

届出違反に対する罰則: 30万円以下の罰金

変更命令に従わなかった場合の罰則: 50万円以下の罰金、原状回復命令

原状回復命令に従わなかった場合の罰則: 一年以下の懲役又は、50万円以下の罰金

4. 届出などに必要な書類・記入例

伊那市景観計画に基づく届出は、下記に示す図書を添付してください。

○ 必要部数

- ・所定の届出書とともに、2部提出してください。

○ 必要書類

- ・所定の様式に必要な事項を記入し、図面等の必要な書類を添付して提出してください。

景観計画区域内行為届出書（様式第1号）・・・通常使用する様式

景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号）・・・様式第1号を届出した後に、行為が変更になった場合の様式

大規模行為事前協議書（様式第3号）・・・大規模行為（本手引きP3参考）を行う場合の様式

景観計画区域内行為通知書（様式第4号）・・・国の機関又は地方公共団体が行う場合の様式

届出に必要な図書等（伊那市景観条例施行規則第5条関係）											
	（縮尺2500分の1以上） 位置図	（縮尺1000分の1以上） 配置図	（縮尺50分の1以上） 立面図	現況図	土地利用計画図	造成計画平面図	造成計画断面図	擁壁の断面図	設計図又は施工方法を明らかにする図面（縮尺200分の1以上）	現況写真	チェックシート※3
建築物の建築等又は工作物の建設等	○	○	○							○	○
開発行為等（土石等の採取又は鉱物の採取を除く）	○			○	○	○	○	○		○	○
開発行為等のうち土石等の採取又は鉱物の採取	○								○	○	○
木竹の伐採	○								○	○	○
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○								○	○	○

- ※1 行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができます。
- ※2 配置図、立面図、断面図等に面積、高さ、長さ等を記入してください。
- ※3 チェックシートは、届出の内容の精度向上と事務効率のためのものです。届出書類と共に提出していただきますようご協力ください。

添付図書 ※伊那市景観条例施行規則 別表(抜粋)

種類	図書に明示する事項	備考
位置図	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物	縮尺2,500分の1以上
配置図	方位、敷地境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽計画	縮尺100分の1以上
立面図	彩色が施された2面以上の図面(正面、側面等)、主要部分の仕上材及び色彩、開口部、附属設備、軒等の位置及び形状	縮尺50分の1以上
現況図	方位、行為の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模、植栽計画(都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第16条第4項の規定に準じて作成すること。)	
土地利用計画図		
造成計画平面図		
造成計画断面図		
擁壁の断面図		
設計図又は施工方法を明らかにする図面(土石等の採取又は鉱物の掘採)	方位及び行為後の法面、擁壁その他構造物の位置、種類及び規模、植栽計画(採石法(昭和25年法律第291号)による許可申請の添付図書に準じて作成すること。)	縮尺200分の1以上
設計図又は施工方法を明らかにする図面(木竹の伐採)	方位、伐採区域、伐採する木竹の種類及び高さ、伐採面積(斜面の長さ、延長)、伐採後の措置状況を示したもの	縮尺200分の1以上
設計図又は施工方法を明らかにする図面(物件の堆積)	方位、境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、集積又は貯蔵する位置、面積及び高さ、遮へい物の位置、種類、構造及び規模	縮尺200分の1以上
現況写真	行為地及び周辺の様子が分かるカラー写真(撮影方向を配置図に示すこと)	2方向以上

1 行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

2 色彩は、マンセル値(日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値)により表示する。

3 植栽計画とは木竹の位置、種類、高さ及び本数をいう。

記入例

届出部数は2部です

様式第1号（第5条関係）

景観計画区域内行為届出書

3年 12月 1日

伊那市長 様

西箕輪地区の場合は、「景観形成重点地区」に○をし、() 欄に西箕輪と記入してください。
西箕輪地区以外の場合は「一般地域」に○をしてください。

住所
電話番号
氏名

行為を行う者の氏名を
記入してください。

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

伊那市 西箕輪 ○○○○ 番地				
景観形成重点地区 (西箕輪) ・一般地域				
行為の 場所	景観計画地域 区分(面)	景観形成重点地区 <input checked="" type="checkbox"/> 田園 <input type="checkbox"/> 沿道 <input type="checkbox"/> 山地・高原		
		一般地域 <input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 田園 <input type="checkbox"/> 山地・森林		
	景観計画地域 区分(軸)	<input checked="" type="checkbox"/> 沿道 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 河岸段丘		
行為の 種類	建 築 物	用 途	工場	
		区 分	新築 ・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
		規 模	建 築 面 積	450 m ²
			延 べ 床 面 積	400 m ²
			高 さ	5m
	外 観 変 更 面 積			
	工 作 物	種類・用途	太陽光発電施設	
		区 分	新設 ・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
		規 模	築 造 面 積	1,000 m ²
			高 さ	3m

該当する項目
に☑してくだ
さい。
本手引きP1
や景観計画第
2章を確認く
ださい。

該当する行為に○を
付けて、必要な項目
を記入してくださ
い。
複数の行為につい
て、同時に届出も可
能です。

法第 16 条第 1 項第 3 号とは「都市計画法の開発行為に係る形質の変更」政令第 4 条第 1 号とは「土地の開墾・土砂の採取等その他」

土地の形質の変更	種類	法第 16 条第 1 項第 3 号・政令第 4 号	
	目的		
	規模	面積	m ²
		法面又は擁壁の高さ及び長さ	高さ 長さ
木竹の伐採	規模	面積	
屋外における物件の堆積	種類		
	規模	面積	m ²
		高さ	m

開発行為等を行う面積としてください

届出日から 30 日以降の月日としてください。

「〇〇に配慮した。」
「〇〇と調和した。」
等の記載ではなく、
「〇〇との連続性を意識し、〇〇とした。」
「周囲が〇〇のため、〇〇と調和した意匠とした。」
など具体的に記入してください。

着手予定日 **4 年 1 月 10 日** 完了予定日 **4 年 3 月 30 日**

当届出行為の設計主旨等で、特に景観に配慮した概要を記入してください。

当該敷地は、周辺環境との調和をコンセプトとし、既存の樹木を残す配置計画とした。

良好な景観形成のために特に配慮した事項

景観形成基準に照らして、特に配慮した事項を具体的に記入してください。

- ・沿道景観に配慮して、道路から〇m後退した。
- ・色彩は、周囲の建物と調和するように彩度を 6 以下とした。
- ・農地や道路など外部から見える敷地境界には植栽を行い、緑化に努めた。

設計又は施工方法

設計者等	住所	郵便番号	電話番号
	氏名 (代理人)	396-0000	0265-78-4111

届出の内容が確認できる方の氏名・連絡先・住所を記載してください。

(備考)

- 1 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 行為の種類欄は、該当する部分のみ記入してください。

※お願い
行為の場所が景観形成住民協定地区の場合は、該当する協定者会への協議を事前をお願いします

5. 色彩に係る行為の基準

色彩に係る行為の基準

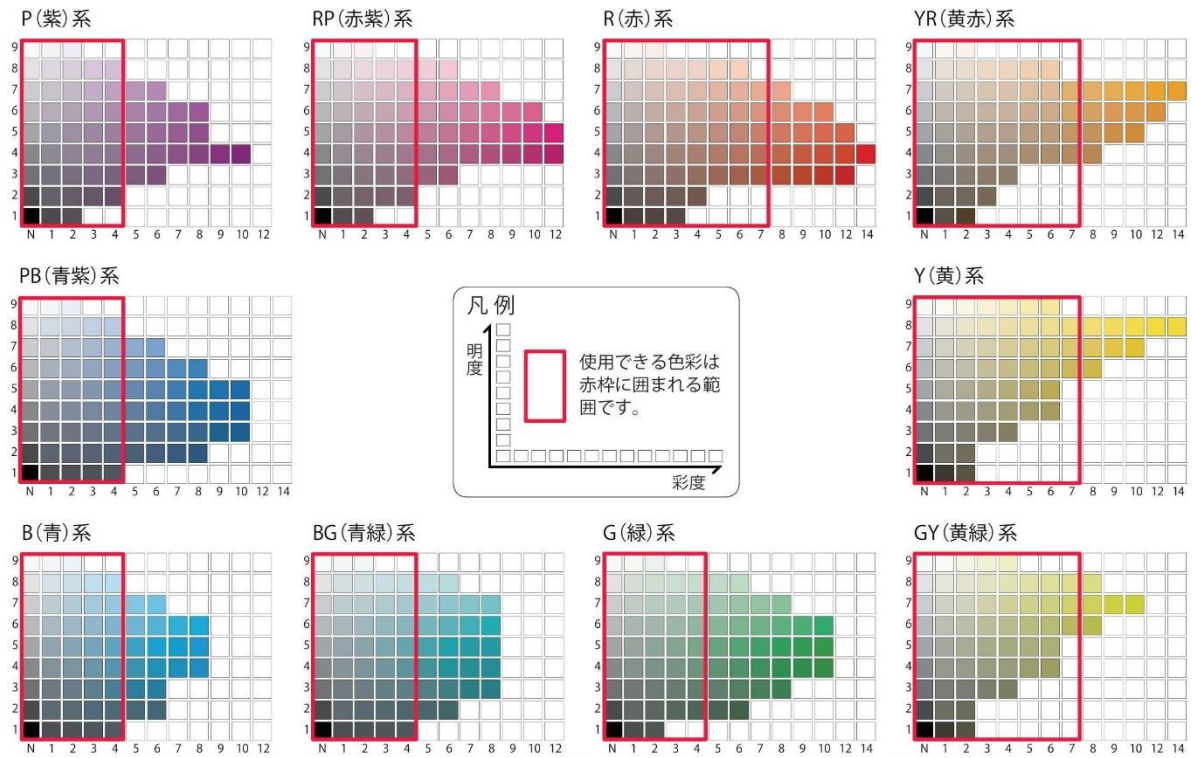
建築物、工作物の屋根及び外壁に使用できる色彩は下記のとおりです(マンセル値による)。

- ・ 赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)の色相においては彩度7以下
- ・ その他の色相においては彩度4以下
- ・ 明度は周辺景観と調和するよう努めること

ただし、次に該当するものはこの限りではありません。

- ・ 外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの
- ・ 表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩
- ・ 地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色
- ・ その他法令等で着色が義務づけられている色彩

■ 色見本による色彩制限の範囲



※本別表に示す色見本は実際と異なる場合があるため、JIS規格による塗装色見本等を参考にしてください。